

平成23年度鹿児島大学法科大学院

B日程法学既修者認定試験 試験問題（刑法・刑事訴訟法）

平成22年12月12日（日曜日）
13時00分～14時50分（110分）

答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて5ページある。
3. 試験用紙は4枚配布する。
4. 試験用紙の受験番号欄に受験番号、試験科目欄に試験科目（刑法または刑事訴訟法）を記入すること。
5. 試験用紙のNo. 欄に、試験科目ごとのページ番号を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号（横書き）、試験科目、ページ番号を記入して、必ず4枚すべてを提出すること。
7. 解答は、試験用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この問題冊子と下書き用紙は、持ちかえってよい。

刑法（配点100点）

問題 1

以下の事例におけるXの罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く）。

《事例》

XとAは職場の同僚であったが、かねてから不仲であり、会えば互いにののしり合う関係であった。ある日の夜、残業をしていたAを見つけたXは、かねてからの恨みを晴らしてやろうと考え、帰宅するAの後を尾行し、人通りのない路上に来たところで、殺意をもって背後から木製バットでAの後頭部を強く何度も殴打した。Aはその場に倒れこんで意識を失い、Xはすぐにその場から立ち去った。その後、Xとは無関係の第三者であるBが、偶然、Aが倒れているところに通りかかり、Bは、そばに落ちていた角材でAの頭部を殴打した。間もなくしてAは死亡したが、Aの死因は、Xの殴打行為により生じた脳内出血によるものであった。また、Bが角材でAを殴打したことによってAの死期が幾分か早められたことが認められた。

問題 2

以下の事例におけるXの罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く）。

《事例》

Xは、空腹であったものの金銭を所持していなかったことから、無銭飲食をすることを決意した。そこで、XはステーキレストランA店に入って店員Bに対しフィレステーキと生ビールを注文し、間もなくしてBによって運ばれてきたステーキ及びビールを飲み食いした。その後、Xは、Bに対し、「駅前に友人を待たせている。友人をここに連れて来て飲食を続けるから」と虚偽の事実を申し向け、BはXが店の外に出ることを許した。Xは、A店の外に出ると店に戻ることなくそのまま逃走し、飲食代金の支払いを免れた。

刑事訴訟法（配点100点）

問題 1

刑事訴訟法は、逮捕の現場における無令状での搜索・差押えを認めている。これが令状主義の例外として認められているのは、どのような理由によるものか。判例および代表的な学説に触れながら、できるだけ簡潔に説明しなさい。

問題 2

次の《事例》を読んで設問に答えなさい

《事例》

1. 平成21年10月15日午後9時30分ころ、Wが、散歩を終えて自宅に戻ってきたところ、自宅から約80メートルの地点にあるX所有の住宅が燃えているのが見えた。Wは、携帯電話で直ちに119番通報をした。

2. 現場に急行した消防隊によって消火活動が行われ、Wなど近隣住民も消火作業に加わったが、X所有の住宅は全焼した。翌10月16日に消防と警察が合同で行った現場検証において、焼け跡からXの妻であるVの焼死体が発見された。X自身は、火災が発生したときには住宅の中におらず、被害を受けなかった。

3. Xは、A生命保険会社に対して、Vにかけられており自らが受取人となっていた生命保険金の受け取りを請求した。ところが、警察は、借金返済に窮していたXが火災事故を装って自ら自宅に放火してVを殺害して保険金を騙し取ろうとしたとして、この保険金が支払われる前にXを通常逮捕した。そして、Xは、現住建造物放火、殺人、詐欺未遂の罪で起訴された。

4. 公判においては、検察官の請求により、本件火災の通報者であるWの証人尋問が行われた。Wは、火災発見時の状況のほか、消火作業時にXを現場で目撃したとして、そのときの様子を次のように証言した。「私が現場で消火作業を手伝っていたとき、その家の持ち主であるXさんが、消火作業の現場から少し離れた場所で、電柱に身を隠すようにして、家が燃えている様子を眺めていました。特に慌てた様子もなく、じっと火事の様子を観察しているようでしたので、どうして消火作業に加わらないのかと不思議に思いました。」

5. 弁護人は、上記のWの供述の証明力を争うものとして、刑事訴訟法第328条によって、10月16日に消防署に勤務する消防指令補Bが作成した「聞込み状況書」の証拠調べを請求した。この「聞込み状況書」は、Bの名義で作成され、末尾にはBの署名と押印がなされていた。そこには、Bが、本件火災の通報者であるWから聞込んだ内容として、以下のような記載がなされていた

「火災発見時の状況について、通報者であるWによれば、9時30分ころ、突然に大きな音がしてXの家の窓から炎が出たのを見たので119番に通報して5分くらいで消防隊が到着して消火作業が始まった。Wは、この家の持ち主であるXや、Xの隣に住んでいるCらと一緒に、C氏の家から持ち出した消化器などを使って消火作業をしたとのこ

とである。」

設問

本件「聞き込み状況書」の証拠能力について論じなさい。